

# 16 国、地方公共団体等に対する特例は？

この章では、「国や地方公共団体等に対する消費税の特例措置」について説明します。

国又は地方公共団体等については、事業単位や資産の譲渡等の時期、仕入税額控除などの取扱いに関して、次のような特例措置が設けられています。

## 1. 事業単位等の特例

### [1] 資産の譲渡等の事業単位について

国又は地方公共団体が、一般会計又は特別会計を設けて行う事業に係る資産の譲渡等については、その会計ごとに一の法人が行う事業とみなされます。

ただし、特別会計を設けて行う事業のうち、専ら一般会計に対して資産の譲渡等を行う特別会計などは一般会計に属するものとみなされます。

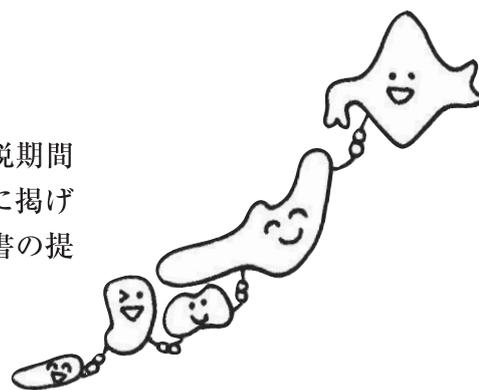
### [2] 納税義務の成立時期について

国又は地方公共団体が行った資産の譲渡等又は課税仕入れ等の時期については、その対価を収納すべき又は費用の支払をすべき会計年度の末日に行われたものとすることができます。

また、消費税法別表第三に掲げる法人のうち、国又は地方公共団体に準ずる法人として納税地の所轄税務署長の承認を受けた法人も、その法人が行った資産の譲渡等又は課税仕入れ等の時期についてその対価を収納すべき又は費用の支払をすべき課税期間の末日に行われたものとすることができます。

### [3] 申告書の提出期限について

国又は地方公共団体の特別会計の申告書の提出期限は課税期間終了後3月から6月までの範囲で、また、消費税法別表第三に掲げる法人で納税地の所轄税務署長の承認を受けた法人の申告書の提出期限は所轄税務署長の承認を受けた期間内とされます。



### e-Tax義務化について

令和2年4月1日以後に開始する課税期間から、国及び地方公共団体（地方公営企業を含む。）が行う消費税等の申告は、e-Taxにより提出することが義務付けられています。

また、公共・公益法人等についても、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える場合には、同様にe-Taxにより提出することが義務付けられています。

詳しくは、P52又はe-Taxホームページ [https://www.e-tax.nta.go.jp] をご参照ください。

1 消費税の仕組み

2 課税対象

3 非課税取引

4 輸出免税

5 納税義務者

6 納税義務の成立時期

7 課税標準

8 控除税額等の計算方法

9 国境を越えた役務の提供

10 端数計算

11 地方消費税

12 手続

13 納税地

14 届出等

15 帳簿の保存

16 国等に対する特例

17 会計処理

18 適格請求書等保存方式

19 総額表示

## 2. 仕入税額控除についての特例

国や地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等で特定収入がある場合は、通常の計算による仕入控除税額から、特定収入で賄っている課税仕入れ等に係る消費税額に相当する金額を控除した残額が仕入税額控除の対象となります。(注1)

### <用語の説明>

#### 特定収入とは

特定収入とは、資産の譲渡等の対価以外の収入のことをいいます。

○ 例えば、次に掲げる収入が特定収入に該当します。

- 租税 ● 補助金 ● 交付金 ● 寄附金
- 出資に対する配当金 ● 保険金 ● 損害賠償金
- 資産の譲渡等の対価に該当しない負担金、他会計からの繰入金、会費等、喜捨金等

✕ 次に掲げる収入は特定収入に該当しません。

- 借入金及び債券の発行に係る収入で、法令においてその返済又は償還のため補助金、負担金等の交付を受けることが規定されているもの以外のもの
- 出資金 ● 預金、貯金及び預り金 ● 貸付回収金
- 返還金及び還付金
- 次に掲げる収入 (注2)
  - ・ 法令又は交付要綱等 (注3) において、次に掲げる支出以外の支出 (特定支出) のためにのみ使用することとされている収入
    - A 課税仕入れに係る支払対価の額に係る支出
    - B 特定課税仕入れに係る支払対価の額に係る支出 (特定課税仕入れに係る消費税等に相当する額を含む。)
    - C 課税貨物の引取価額に係る支出
    - D 借入金等の返済金又は償還金に係る支出
  - ・ 国、地方公共団体が合理的な方法により資産の譲渡等の対価以外の収入の用途を明らかにした文書において、特定支出のためにのみ使用することとされている収入

#### 注1

国や地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等も、事業者免税点 (1,000万円) 制度及び簡易課税制度が適用されます。

#### 注2

公益社団法人等が募集する寄附金のうち、一定のものについては、特定収入に該当しないこととされています。詳しくは、パンフレット「**国、地方公共団体や公共・公益法人等と消費税**」をご参照ください(国税庁ホームページからダウンロードできます)。

#### 注3

国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人から資産の譲渡等の対価以外の収入を受ける際に、これらの者が作成したその収入の使途を定めた文書をいいます。

参照→特定課税仕入れはP45



### さらに詳しく

国又は地方公共団体等に対する特例については、「**国、地方公共団体や公共・公益法人等と消費税**」をご用意していますので、さらに詳しくお知りになりたい場合は、こちらのパンフレットもご利用ください。  
(国税庁ホームページからダウンロードできます。)